

# 株式交換に係る事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号及び  
会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2025 年 5 月 27 日

株式会社 A V i C

株式会社リアレーション

2025年5月27日

## 簡易株式交換に係る事後開示資料

東京都港区赤坂一丁目12番32号  
株式会社AViC  
代表取締役社長 市原 創吾

東京都渋谷区恵比寿1-21-8  
株式会社リアレーション  
代表取締役 山城 裕司

株式会社AViC（以下、「AViC」といいます。）及び株式会社リアレーション（以下、「リアレーション」といいます。）は、2025年4月14日付で両者の間で締結した株式交換契約に基づき、AViCを株式交換完全親会社、リアレーションを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。つきましては、会社法第791条第1項第2号、同第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条により開示すべき事項は、下記のとおりです。

### 記

1. 本株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）  
2025年5月26日
2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）
  - (1) 会社法第784条の2（株式交換をやめることの請求）の規定による請求に係る手続の経過  
会社法第784条の2の規定による請求を行ったリアレーションの株主はおりませんでした。
  - (2) 会社法第785条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過  
反対株主の株式買取請求について該当はありません。
  - (3) 会社法787条（新株予約権買取請求）及び789条（債権者異議）の規定による手続の経過  
該当事項はありません。
3. 株式交換完全親会社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第3号）
  - (1) 会社法第796条の2（株式交換をやめることの請求）の規定による手続の経過  
本株式交換は、会社法第796条第2項本文に規定する場合（簡易株式交換）に該当するため、該当事項はありません。
  - (2) 会社法第797条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過

AViCは、会社法第 797 条第 4 項の規定に基づき、2025 年 4 月 21 日付で AViC の株主に対し、本株式交換をする旨並びにリアレーションの商号及び住所に係る公告を行いました。

なお、本株式交換は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合（簡易株式交換）に該当するため、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条（債権者異議）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

普通株式 200,000 株

5. その他本株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

(1) AViCは、会社法第 796 条第 2 項本文の規定に基づき、簡易株式交換の手続により、同法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、本株式交換に反対する旨を通知した AViC の株主はいませんでした。

また、リアレーションは、会社法第 783 条第 1 項の規定に基づき、2025 年 4 月 14 日開催の臨時株主総会において、本株式交換の承認を得ています。

(2) AViCは、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時のリアレーションの株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有するリアレーションの株式 1 株に対して AViC の普通株式 0.433 株及び金 1,000 円を割当交付しました。AViC が割当交付した普通株式の総数は、86,600 株です。

(3) 本株式交換により増加した AViC の資本金及び準備金の額は以下のとおりです。

① 資本金： 金 0 円

② 資本準備金： 会社計算規則第 39 条に伴い AViC が別途定める金額

③ 利益準備金： 金 0 円

以上